



年末年始の業務日をご確認ください

町の窓口業務

役場の窓口業務は、**12月27日(土)**から**1月4日(日)**まで、**お休み**します。この期間中は、**出生届・死亡届・婚姻届など戸籍の届け出のみ**、日直の職員が受け付けます。ご連絡・お問い合わせの際は、役場代表電話番号へお願いします。

なお、施設によっては休みが役場と異なる場合がありますので、下記「業務カレンダー」でご確認ください。

休み中のお問合せ●
役場 ☎ 76-2611 (代表)

東総衛生組合の業務

し尿収集
12月27日(土)から**1月4日(日)**まで、**お休み**します。
お問合せ●旭クリーンパーク
☎ 0479-62-0794



ごみ収集・直接搬入業務

資源ごみ・不燃ごみの収集 平常どおり収集します。
粗大ごみの直接搬入 破碎が必要なものは、**12月20日(土)**午後4時まで搬入してください。
12月31日(水)から**1月4日(日)**まで、**お休み**します。年始は**1月5日(月)**から平常どおり受け付けます。

お問合せ●
香取広域市町村圏事務組合 ☎ 0478-78-1311

可燃ごみの収集 **12月31日(水)**から**1月4日(日)**まで、**お休み**します。年始は**1月5日(月)**から平常どおり収集します。

◆可燃ごみの収集(○が収集日)

月・木曜日の収集地区		火・金曜日の収集地区	
12月25日(木)	○	12月26日(金)	○
12月29日(月)	○	12月30日(火)	○
1月1日(木)	休	1月2日(金)	休

水・土曜日の収集地区		お問合せ● 役場生活環境課 ☎ 76-5406
12月27日(土)	○	
12月31日(水)	休	
1月3日(土)	休	

火葬業務

12月29日(月)、**1月1日(木)**、**2日(金)**、**4日(日)**は**お休み**します。
お問合せ●山桑メモリアルホール ☎ 0479-73-8000

◆主な施設などの年末年始業務カレンダー (12月27日～1月4日)

※1月5日(月)以降は通常業務となります。

	役場	保健福祉センター	多古こども園	学童保育所	国保多古中央病院	(図書館含む) コミュニティプラザ	たごらほ	多古町デマンド タクシー	し尿収集	山桑メモリアル ホール(火葬業務)	ごみ収集
12月27日(土)	休	休			休				休		上記ごみ収集・直接搬入業務 のとおり
28日(日)	休 ^(注1)	休	休	休	休	休		休	休		
29日(月)	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	
30日(火)	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	
31日(水)	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	
1月1日(木)	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	
2日(金)	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	
3日(土)	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	
4日(日)	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	

(注1)住民課・税務課休日開庁日

※多古一成田空港間シャトルバスは、毎日運行します。

農地を貸したい方・借りたい方へ

『農地中間管理事業』募集しています!



令和7年4月から、農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構(以下「機構」という)を経由して行っていただくこととなりました。

担い手への農地集積・集約化を図るため、機構が農地所有者と農業経営者の間に立ち、農地の集団化、経営規模の拡大、新規参入を進めます。
※従来の農地法第3条による農地の貸し借りはできますが、町が作成する農地利用集積計画(利用権)による農地の貸し借りはできなくなりました。

農地を貸したい方



機構を通じて農地を貸し出す場合は、下記の条件を満たす必要があります。応募に必要なものなど詳しくはお問い合わせください。

- 条件
 - ①農地として利用できる状態であること
 - ②安定した農地の貸し付けに支障をきたすような仮登記や抵当権の設定などが無いこと
 - ③貸し付けの可能性があると思込まれる農地
- 注意事項

機構との契約は、借り手が見つってから行います。申込書を提出した後も、借り手が見つかるまでの間は農地の管理をお願いします。

また、農地が共有名義の場合は、共有者の同意が必要です。

農地を借りたい方



機構から農地を借りたい場合は、申し込みが必要です。詳しくはお問い合わせください。

- 注意事項

申込書の提出後に利用計画などに関して聞き取りを行う場合があります。

お問合せ●農地中間管理機構
(公益社団法人 千葉県園芸協会)
☎ 043-223-3011
産業経済課農村整備係
☎ 76-5404

※公益社団法人千葉県園芸協会は、千葉県から農地中間管理機構に指定されています。

家屋の滅失や名義変更には届け出が必要です

家屋に係る固定資産税は、毎年1月1日時点で家屋台帳に登録されている方に課税されます。家屋を滅失した場合や、相続・売買などで名義が変更された場合は、年内に手続きが必要です。登記された家屋の場合は法務局への申請を、未登記家屋の場合は町への届け出をお願いします。

不動産登記のある家屋

法務局に申請が必要です。必要な書類などは法務局までお問い合わせください。
お問合せ●千葉地方税務局匝瑳支局(匝瑳市八日市場ハ678-3) ☎ 0479-72-0334



不動産登記のない家屋

役場税務課に届け出が必要です。

【提出書類】

「家屋滅失申立書」または「家屋名義人変更届」(相続の場合は遺産分割協議書があればその写し、売買の場合は売買契約書の写しを添付してください)。
※申立・届け出の様式は税務課窓口または町ホームページにあります。

提出・お問合せ●税務課資産税係 ☎ 76-5402



申立・届け出の様式はこちらから